

■事業契約書質問一覧

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
1	事業契約書(案)	用語の定義 「不可抗力」	2	2		(30)							「通常の予見可能な範囲外」とありますが、例えば予見可能であっても不可避の事象は「不可抗力」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「通常の予見可能な範囲内」のものは不可抗力に含まれないものとします。不可抗力に該当する可能性がある事象が生じた場合に、当該事項が不可抗力に該当するか否かについて協議に応じます。
2	事業契約書(案)	(事業日程)のうち、開業準備期間	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	(事業日程)「開館準備期間」とありますが、同条以降に「開館準備期間」と「開業準備期間」が混在して記載されています。用語の統一をお願いいたします。	「開業準備期間」に統一します。
3	事業契約書(案)	提案書類と要求水準の関係	4	6	2								第二文(但し書き)によって、審査委員会又は発注者の意見、要望に基づく要求水準に違反しない範囲のスペックアップが無条件に容認されるものではなく、当該意見、要望事項についてはあくまでも合理的な範囲で尊重されるべきという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	統括責任者、業務責任者	4	7	3								開業準備業務、運営業務又は維持管理業務の各業務責任者は統括管理者を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。ただし、運営業務責任者と維持管理業務責任者の兼務はできません。
5	事業契約書(案)	(統括責任者、業務責任者及び業務担当者)	4	7	3	-	-	-	-	-	-	-	「統括管理者」は誤りで、「統括責任者」のことでしょうか。用語の統一をお願いいたします。	「統括管理者」を「統括責任者」に訂正します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
6	事業契約書(案)	統括管理者、業務責任者及び業務担当者	4	7	3							開業準備業務、運営業務、維持管理業務にかかる業務責任者は、統括管理者との兼務は可能でしょうか。	可能です。なお、運営業務責任者と維持管理業務責任者の兼務はできません。
7	事業契約書(案)	(協議会)	5	8	3	-	-	-	-	-	-	要求水準書で規定されている部会とは、何を示しているのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書に規定する設計・建設部会及びその他協議会で必要と認められて設置される部会を意味します。
8	事業契約書(案)	解釈	5	9	2							入札説明書と要求水準書との間に齟齬、矛盾等があった場合はどちらが優先されるのでしょうか。	そのような事態は想定しておりませんが、万が一そのような事態が生じたときは、事業者の意見を聴取した上、県が判断いたします。
9	事業契約書(案)	解釈	5	9	2							「この契約等」には基本協定書も含まれますが、基本協定書の優先順位の位置付けをご教示下さい。	基本協定は事業者との契約締結に向けての信義則的な取決め等を規定するものであり、優先順位の齟齬などを想定していません。
10	事業契約書(案)	(契約の保証)	6	11		(1)	-	-	-	-	-	履行保証の付保時期は、「この契約の契約と同時に」、事業契約書(案)表紙に「この契約は、仮契約として締結されるものであり、」とありますが、付保時期は仮契約が本契約となる時期との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業契約書(案)	契約の保証	6	11	2							サービス購入費A-1及びA-2の合計額の10分の1には消費税は含まれますでしょうか。	サービス購入費は消費税を含んだものです(第2条第18号参照)。
12	事業契約書(案)	権利義務の処分等	6	12	1	(1)						事業者が資金調達する際に金融機関から担保提供を求められた場合、ご承諾いただけるとの前提で差し支え御座いませんか。	事業契約上の権利に担保権が設定される場合、県と担保権者との間で第112条の協議を行うことを想定しており、かかる協議が調ったときは、担保権設定を承諾します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
13	事業契約書(案)	権利義務の処分等	6	12		(1)						発注者は合理的理由なく本条項で定める承諾を拒み又は遅延し、保留することは無いという理解でよろしいでしょうか。	事業契約上の権利への担保権設定に関しては、No.12をご確認ください。
14	事業契約書(案)	モニタリング	7	13	2							事業者が協力すべき内容は合理的な範囲に限られるという理解でよろしいでしょうか。	事業者は、必要な範囲で、県のモニタリングに協力して下さい。
15	事業契約書(案)	許認可の手続き	7	15	1							事業者が協力すべき内容は第3項の趣旨同様に合理的な範囲に限られるという理解でよろしいでしょうか。	事業者は、必要な範囲で、県の許認可取得等に協力してください。
16	事業契約書(案)	条件変更等	8	18	2							現実的に業務要求水準書の変更には至らない場合であっても、第18条第1項各号に該当する事実が確認され、それによって事業者が増加費用、損害等が現に発生したときは、発注者に当該増加費用及び損害等をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	県は条件変更の場合は要求水準の変更を行うことを想定しております。なお、要求水準書を変更する必要があるが無い軽微なものについては、県による事業者の増加費用や損害の負担はありません。
17	事業契約書(案)	(条件変更等)	8 9	18	2	-	-	-	-	-	-	「発注者は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、業務要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求しなければならない」とありますが、請求した場合は、業務を進めるために原則として協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議が必要と認められる場合は、ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
18	事業契約書(案)	発注者の請求による業務要求水準書の変更	9	19	3							事業者に増加費用・損害が発生している場合、発注者が負担と規定が御座いますが、事業者に発生した増加費用・損害の全額を御負担いただけたとの解釈にて差支え御座いませんかでしょうか。	合理的と認められる範囲で増加費用及び損害の全額を負担します。
19	事業契約書(案)	発注者の請求による業務要求水準書の変更	9	19	3							但し書きに関して、事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合は、当該努力を怠ったことに起因して発生したと合理的に認められる増加費用又は損害部分のみが除外されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が損害の発生を防止する努力を行っていたら発生しなかった損害は負担しないという趣旨です。
20	事業契約書(案)	事業者の請求による業務要求水準書の変更	9	20	3							事業者の請求による業務要求水準書の変更であったとしても、その変更契機が事業者の責めに帰すべき事由によるものと認められない場合は、第19条第3項後段の趣旨と同様に、その際に事業者が発生した増加費用及び損害等は発注者に負担していただけたという理解でよろしいでしょうか。	事業者の発案による要求水準の変更にかかる増加費用の負担は第2項の協議によることとなります。
21	事業契約書(案)	新施設の設計	10	21	3							貴県における設計図書の確認が完了された際の通知は、書面にていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	対象条文が21条と思われますが、その前提で、通知は書面で行います(第3条第5項参照)。
22	事業契約書(案)	第21条8項	10									第21条8項に「この契約等及び基本設計図書」とありますが、「この契約書等及び実施設計図書」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
23	事業契約書(案)	新設施設の設計	11	21	10	(2)							引渡予定日及び供用開始日を合理的に延期しても、事業者が増加費用・損害が発生している場合、当該増加費用・損害は御負担いただけたとの理解にて差支え御座いませんでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由により引渡予定日または供用開始日が延期される場合、当該延期により事業者が生じる増加費用及び損害は発注者が負担します。
24	事業契約書(案)	新設施設の建設	12	24条	4								建設工事に関する保険料は、事業者又は建設企業が負担するとありますが、保険料はサービス購入費を算出する際の要求施設の整備に要する費用として算入してもよろしいでしょうか。	建設工事に係る保険料は設計・建設の対価に算入可能です。
25	事業契約書(案)	新設施設の建設	12	24	5								発注者の責めに帰すべき事由により、新設施設の引渡し又は供用開始が遅延し、かつ、増加費用及び損害が発生した場合は、引渡し予定日若しくは供用開始日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	新設施設の建設	13	24	5	(2)							引渡予定日及び供用開始日を合理的に延期しても、事業者が増加費用・損害が発生している場合、当該増加費用・損害は御負担いただけたとの理解にて差支え御座いませんでしょうか。	No.25をご確認ください。
27	事業契約書(案)	新設施設の設計	13	24	5	(2)							貴県にご負担をいただく新設施設の引渡または供用開始が遅延した場合の増加費用、損害にはブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の資金調達にかかる増加費用は合理的な範囲で発注者が負担する増加費用に含まれるとお考え下さい。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
28	事業契約書(案)	工事中の中止	17	33	5							「発注者は～事業者と協議し、引渡し予定日、供用開始日若しくはサービス購入料を変更し、かつ、事業者が工事の続行に備え工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の成功の一次中止に伴う増加費用若しくは事業者の損害を負担するものとする。」としていただけないでしょうか。事業者の責めに帰すべき事由による場合ではないため、事業者ではコントロールができず、過度なリスクとなります。引渡し予定日を変更するだけでなく、事業者の損害をご負担いただきたく、宜しくお願い致します。	原案のとおりとします。
29	事業契約書(案)	本体工事に伴い第三者又は発注者に及ぼした損害	18	39	1							事業者の責めに帰すべき事由により、第三者又は発注者に損害を及ぼしたときは、事業者が当該損害を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により第三者又は発注者に損害を及ぼしたときは、事業者が当該損害を賠償して下さい。
30	事業契約書(案)	本件工事に伴い第三者又は発注者に及ぼした損害	18	39	1							工事において通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に発生した損害については、事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいて、発注者に賠償責任を負っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	本件は設計施工を包括的に民間事業者の業務とするものであり、施設の設計や施工計画は事業者が立案するものであるため、工事において通常避けることの出来ない騒音、振動等により発生する損害が生じないような計画とするか、または生じる場合の対策は事業者で責任を持って行うのが基本的な考え方と理解しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
31	事業契約書(案)	(本件工事に伴い第三者又は発注者に及ぼした損害)	19	39	3	-	-	-	-	-	-	「事業者が負担すべき第三者に対する損害を発注者が賠償した場合、発注者は事業者に対して賠償した金額を求償することができる。事業者は発注者から当該請求を受けた場合、速やかに支払わなければならない」とありますが、賠償前に確認、協議をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が負担すべき損害を県が賠償する場合において、県は事実確認を含む事業者との協議を行います。
32	事業契約書(案)	事業者による新設施設の竣工検査	19	40条	4							保険証券の写しを竣工検査合格時に提出することは実務上不可能です。付保証明書でよろしいでしょうか。	竣工時に付保証明書を提出し、後に保険証券の写しを提出することでもよいものとします。
33	事業契約書(案)	事業者による新設施設の竣工検査	19	40	4							別紙3第2項の保険は、新設工事の竣工と直接には関係しない事由ですので、当該保険証券の写しの提出を竣工検査の要件に含めるのは見直していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、保険加入を示すための書類の提出方法については、No.32をご確認ください。
34	事業契約書(案)	事業者による新設施設の竣工検査	19	40	4							本条項に基づき提出すべき別紙3第2項の保険証券の写しとは、開業準備業務に係る保険のみで差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	例えば第三者賠償責任保険に加入する場合で、開業準備業務に関してのみ当該保険に加入し、維持管理・運営業務に関する当該保険については同業務開始時に新たに保険加入する場合は、開業準備業務に係る保険の保険証券の写しを提出すれば足りません。
35	事業契約書(案)	発注者による新設施設の所有	20	42	2							本条項に定める遅延違約金は、事実上、第50条に定める供用開始に係る遅延違約金と重複適用されることとなりますので、本条の削除をご検討願えないでしょうか。仮に引渡予定日が遅延したとしても、供用開始日に遅延を来さなければ、貴県に実害は生じないと理解しておりますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。供用開始日が遵守できれば引渡が遅れても良いという考え方は採用しません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	数	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
36	事業契約書(案)	発注者による新施設の所有	20	42	2							本条項で定める「引渡予定日」は、第37条に基づき変更された場合は、変更後の引渡予定日を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業契約書(案)	瑕疵担保	20	43条	1							貴県が整備中の競技施設に関して、運営・維持管理中に施設整備の瑕疵を原因とする第三者賠償事故が発生した場合、第三者への賠償金、補修費等の増加費用・損害は、貴県に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。事業者は施設管理に関して、善管注意義務を果たしていることを前提にお伺いします。	事業者が善管注意義務を果たして既存施設を管理しており、当該瑕疵を発見できなかったことについて故意・過失が認められない場合、施設の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、第78条第1項ただし書きにより、県が当該損害にかかる費用を負担します。当該瑕疵の補修については、要求水準書の区分に従い県又は事業者が実施します。
38	事業契約書(案)	瑕疵担保	20	43条	1							貴県が整備中の競技施設に関して、運営・維持管理中に施設整備の瑕疵を原因とする第三者賠償事故が発生した場合、休業損害など事業者が生じた逸失利益は、貴県に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。事業者は施設管理に関して、善管注意義務を果たしていることを前提にお伺いします。	事業者が善管注意義務を果たして既存施設を管理しており、当該瑕疵を発見できなかったことについて故意・過失が認められない場合、当該瑕疵により事業者が生じた損害(従業員の人件費等で県が認定した範囲)を県が補償します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
39	事業契約書(案)	瑕疵担保	20	43	1							既存施設に関して、運営・維持管理中に施設整備の瑕疵を原因とする第三者賠償事故が発生した場合、第三者への賠償金、補修費等の増加費用・損害は、貴県に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。事業者は施設管理に関して、善管注意義務を果たしていることを前提にお伺いします。	No.37をご確認ください。
40	事業契約書(案)	瑕疵担保	20	43	1							既存施設に関して、運営・維持管理中に施設整備の瑕疵を原因とする第三者賠償事故が発生した場合、休業損害など事業者に生じた逸失利益は、貴県に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。事業者は施設管理に関して、善管注意義務を果たしていることを前提にお伺いします。	No.38をご確認ください。
41	事業契約書(案)	開業準備業務の実施	21	44	3							開業準備期間中に入する保険の保険料について、自らの責任及び費用負担において保険に加入するとありますが、サービス購入費を算出する際の開業準備に要する費用として算入してもよろしいでしょうか。	開業準備期間をカバーする保険に加入する場合の保険料を開業準備の対価に算入することは可能です。
42	事業契約書(案)	既存施設の不具合	22	49	7							開業準備期間内に発見できなかった不具合等について、事業者の故意・過失がないときは第4項が適用され、その対処及び費用負担等を発注者に請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、第7項の「第2項から第3項」を「第2項から第6項」に修正します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
43	事業契約書(案)	既存施設の不具合等	22	49	7							既存施設の不具合等については、施設所有者である発注者が専ら責任を負担すべきと思われるので、事業者の責めによる不具合であることが証明されない限り、開業準備期間以降に判明した不具合等を含め、全て発注者において修補責任等をご負担いただけますようお願い願えませんか。	原案のとおりとします。
44	事業契約書(案)	既存施設の不具合等	22	49	7							本事業の開始前に既存施設に発生した不具合は、開業準備期間後に発覚したものであっても、事業者負担ではなく、県の負担で対処いただけませんか。	原案のとおりとします。
45	事業契約書(案)	管理の対象とする施設	23	52	2							「当該終了日の2年前までに事業者へ通知することにより、同区域の施設にかかる運営・維持管理業務を終了させることができる」とありますが、事前に予測のできない理由で維持管理・運営業務を終了させられることは事業期間に亘って事業計画を策定している事業者にとって過度なリスクになります。本条項の当該部分を削除し、本事業契約第8章の契約期間及び契約の終了の解除規定により整理いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
46	事業契約書(案)	管理の対象とする施設	23	52	2							事業期間内に終了が見込まれる該当区域内の施設はあるのでしょうか。	安田地区のすべての施設が対象となります。なお、終了する場合はすべての施設を対象とし、一部のみを終了することはありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
47	事業契約書(案)	管理の対象とする施設	23	52	4							安田地区の運営・維持管理業務の終了によって生じた損害及び増加費用は事業者の責によるものではございませんので、全て発注者にてご負担頂きたく存じます。	必要に応じて協議を行います。
48	事業契約書(案)	(管理の対象となる施設)	23	52	4	-	-	-	-	-	-	「第2項による本業務の一部の終了(青森県総合運動公園運動施設区域の施設にかかる運営・維持管理業務)により、発注者及び事業者に生じる損害及び増加費用は各自の負担とする」とありますが、損害及び増加費用が事業者の責めに帰すべき事由でない場合は、貴県にて負担していただきたく、ご検討をお願い申し上げます。	必要に応じて協議を行います。
49	事業契約書(案)	指定管理者の責務	23	54	1							本条項に掲げる各種法令の適用、解釈に関して齟齬又は重複等が生じたときは、「この契約等」が優先的に適用、解釈されるという理解でよろしいでしょうか。	法令のうち強行法規については事業契約より優先します。任意法規については、事業契約と齟齬が生じたときには事業契約が優先します。
50	事業契約書(案)	指定期間	24	55	1							地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、事業契約上も同様の措置が講じられ、実務上相互に矛盾を来さないように取り扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	事業契約書(案)	利用料金	24	56	2 3							発注者は合理的理由なく本条項で定める承諾を拒み又は遅延し、保留することは無いという理解でよろしいでしょうか。	県は、利用料金を変更する理由の説明を受けた上で判断します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
52	事業契約書(案)	指定の取消し等	26	63								事業契約が解除された場合は、同時に指定管理者の指定も取り消されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです(第93条参照)。
53	事業契約書(案)	損害賠償	27	64								事業者の責めに帰すべき事由により、第三者又は発注者に損害を及ぼした場合のみ、事業者が当該損害を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が第三者に対して損害賠償義務を負うかどうかは適用される法律に従います。
54	事業契約書(案)	損害賠償	27	64	1							事業者が損害賠償責任を負うのは、事業者に不法行為又は債務不履行が認められる場合に限るという理解でよろしいでしょうか。	No.53をご確認ください。
55	事業契約書(案)	保険の付保	27	65条	1							運営・維持管理期間中に付保する保険の保険料について、事業者は保険料を負担しなければならないとありますが、サービス購入費を算出する際の運営・維持管理に要する費用として参入してもよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間をカバーする保険の保険料を運営・維持管理の対価に算入することは可能です。
56	事業契約書(案)	保険の付保	27	65	2							第三者へ一部業務を委託した場合、全ての第三者は別紙3第2項ア、イの保険に加入する必要があるでしょうか。	SPCからの業務受託者は、その実施する業務に必要な保険に加入すれば足りるものとなります。
57	事業契約書(案)	保険の付保	27	65条	3							「これを証する書面」は付保証明書でもよろしいでしょうか。	保険証券を想定していますが、付保証明書を提出し、保険証券発行後にその写しを県に提出することも認めます。
58	事業契約書(案)	自由提案事業の実施	30	73	4							自由提案事業は発注者との協議の結果、運営・維持管理期間中も終了することができるとの規定ですが、期間中の終了の場合、違約金等は発生しませんでしょうか。	自由提案事業の中途終了に係る違約金の定めはありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
59	事業契約書(案)	自由提案事業の実施	30	73	4							採算悪化等、主に経済合理性に係る理由で自由提案事業の全部又は一部の終了を事業者が求めた場合は、発注者と協議の上で、これを可とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の自発的な提案に係る事業を単なる不採算を理由として終了することは出来ないとお考え下さい。
60	事業契約書(案)	自由提案事業等の実施の場所	30	74	6							自由提案施設の発注者へ無償譲渡は現状有姿にて譲渡するとの認識に齟齬は御座いますでしょうか。	第74条第6項による自由提案施設の譲渡にかかる条件は同項の協議の結果によります。
61	事業契約書(案)	管理対象施設の修繕・更新	31	77条	5							「事業者が実施すべき既存施設の修繕・更新以外の必要な既存施設の修繕・更新は、発注者が事業者と協議の上、必要と認めるものについて実施する」とありますが、この場合の費用分担は県が負担すると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
62	事業契約書(案)	運営・維持管理業務に伴う第三者に及ぼした損害	31	78	1							事業者の責めに帰すべき事由により、第三者又は発注者に損害を及ぼしたときは、事業者が当該損害を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により第三者又は発注者に損害を及ぼしたときは、事業者が当該損害を負担することになります。
63	事業契約書(案)	運営・維持管理業務に伴う第三者に及ぼした損害	31	78	1							事業者が損害賠償責任を負うのは、事業者が不法行為又は債務不履行が認められる場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が第三者に対して損害賠償義務を負うかどうかは適用される法律に従います。
64	事業契約書(案)	管理対象施設の損壊	31	79								但書以前の事業者が負担するとの規定は、事業者が施設を損壊せしめた利用者・第三者に賠償請求することを妨げるものではないとの認識に齟齬は御座いますでしょうか。	事業者が第79条本文で施設等の損壊に対応する措置をとるときに、その費用を当該損壊の原因者に求償することは妨げられません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
65	事業契約書(案)	管理対象施設の損壊	31	79								事業者が指定管理者として注意義務を怠っていない場合、費用全額は発注者負担との理解で差し支え御座いませんでしょうか。	第79条ただし書きに規定するとおりです。
66	事業契約書(案)	サービス購入費の変更等に代える業務要求水準の変更	32	83	1							本条項に定める「特別の理由があるとき」とは、具体的にどのようなときでしょうか。	例えば、対応する予算措置がとれない場合は特別の理由があるときに該当します。
67	事業契約書(案)	サービス購入費の変更等に代える業務要求水準の変更	32	83	3							協議が調わない場合は、そもそもの原則に立ち返り、サービス購入費を変更し、又は該当費用を負担するとするのがセオリーではないでしょうか。	原案のとおりとします。県は地方自治法その他の法令の枠内での契約のみ可能であり、ご理解下さい。
68	事業契約書(案)	契約期間	33	84条	1							事業者の責めに帰すべき事由がなく、議会の議決がなされなかったとき、入札から事業契約書調印に至るまでに要した事業者及び本件落札者に発生した費用は、貴県にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。事業契約書(案)に明確な文言の記載がないため、お伺いします。	事業契約の本契約締結に至らなかった場合の費用負担については、基本協定に定めるとおりです。
69	事業契約書(案)	契約期間	33	84	1							契約締結に係る議案が承認されたにもかかわらず、指定管理者とする議決が否決された場合は、事業契約の効力は生じないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、質問のような事態の発生は想定しておりません。
70	事業契約書(案)	契約期間	33	84	1							契約締結に係る議案が否決されたにもかかわらず、指定管理者とする議決が承認された場合は、指定管理者としての資格、効力は生じないという理解でよろしいでしょうか。	質問にある事態の発生は想定していません。ただし、万が一、質問にあるような事態が生じた場合、指定管理の効力発生時(施設の供用開始)までに指定を取り消すなど県が必要な措置をとることが想定されます。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
71	事業契約書(案)	(事業者の債務不履行による契約解除)のうち、独禁法違反	34	86	1	(3)	-	-	-	-	-	第97条及び基本協定第7条に、独禁法に違反した場合の規定がありますが、重複して違約金を課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金を重複して科すことは想定しておりませんが、違約金を上回る損害の賠償は必要となります。
72	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	34	86	1	(4)						重大な影響を及ぼす「可能性のある」段階においては、直ちに解約されるわけでは無いという理解でよろしいでしょうか。	実際の運用としては、ご理解のとおりです。
73	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	34	86	1	(5)						基本協定書の軽微な違反を含めて解約事由と位置付けるのは事業者にとってあまりに過酷ですので、当該違反により事業の継続が困難と認められる場合に限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。事業契約締結後において、基本協定が定める構成員の義務に軽微なものはありません。
74	事業契約書(案)	法令の変更による契約解除	36	90	1							「事業者による」本事業の継続が困難となった場合においても、本条項に基づき発注者によって事業契約を解除していただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者による本事業の継続が困難となった場合は、県にとっても本事業の継続が困難となったと考えられるため、第90条第1項による解除も可能と考えられます。
75	事業契約書(案)	契約解除の効力発生	36	93								事業契約解除と同時に指定管理者の指定も取り消されるという建付けに変更願えませんでしょうか。両者にタイムラグがあると、事業契約が失効しているにもかかわらず、指定管理者としての義務が継続しているため実務上支障を来します。	指定管理の取り消しは行政処分であるため、契約の解除のように直ちに行うことが困難な場合があります。原案のとおりとすることにご理解下さい。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
76	事業契約書(案)	事業終了に際しての処置	36	94	1							次項によれば、事業者は発注者の処置に異議を申し立てることができないとのことですので、本条項で定める「当該物件の処置に係る発注者の指示」の内容を具体的にご教示願えませんでしょうか。	質問にある発注者の指示は具体的な状況により異なりますので、現段階で具体的に示すことは困難です。
77	事業契約書(案)	事業終了に際しての処置	37	94	3							第5項によれば、事業者は発注者の処置に異議を申し立てることができないとのことですので、本条項で定める「当該物件の処置に係る発注者の指示」の内容を具体的にご教示願えませんでしょうか。	質問にある発注者の指示は具体的な状況により異なりますので、現段階で具体的に示すことは困難です。
78	事業契約書(案)	事業終了に際しての処置	37	94	4							発注者が買い取る際、現状有姿にて引渡すとの認識に齟齬は御座いませんか。	本項による発注者の買い取りは現状有姿での買い取りを想定しています。
79	事業契約書(案)	新設施設の引渡し前の解除	37	95	1							出来形とは、新設施設の引渡しにおいて必要となる諸費用(サービス購入費Aの構成される費用全て)を含むと理解して差支え御座いませんか。	出来形の対象は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。
80	事業契約書(案)	新設施設の引渡し前の解除	37	95	1							新設施設の出来形部分とは、別紙1の「1 サービス購入費の構成」に示された表中の設計・建設の対価(サービス購入費A)の内、A-1及びA-2に該当する「構成される費用の内容」として記載された費目ごとに認定される(算定される)という理解でよろしいでしょうか。	出来形の対象は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。
81	事業契約書(案)	新設施設の引渡し前の解除	37	95	1							出来高部分には、貴県の確認を受けた設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
82	事業契約書(案)	新施設の引渡し前の解除	37	95	1							出来高には、当該出来高を形成する上で必要となった合理的な費用(SPC経費や金融費用など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.79、No.83をご確認ください。
83	事業契約書(案)	新施設の引渡し前の解除	37	95	2							新施設引渡し前の解除により事業者にプレイクファンディングコスト等の金融費用が生じたときは、発注者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	出来高の買い受け代金に金融費用は含まれません。
84	事業契約書(案)	新施設の引渡し前の解除	38	95	4	(1)						事業者の施設整備業務に係る当初借入が事業者の株主による融資のみである場合、当該借入が当初借入と判断されますでしょうか。	質問にある場合においても、施設の完成・引渡時に銀行借入に借り換える提案の場合は、当該銀行借入を当初借入と認める事になります。
85	事業契約書(案)	新施設の引渡し前の解除	38	95	4	(1)						事業者の施設整備業務に係る当初借入は、金融機関による借入と一部株主からの借入となる可能性があり、株主劣後融資も当初借入とお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
86	事業契約書(案)	(新施設引渡し前の解除)	38	95 96	4 3	(1)	-	-	-	-	-	「当初借入」の定義をお示し願います。	サービス対価A-2に対応する長期借入(株主からの劣後融資を除く)とします。
87	事業契約書(案)	(新施設引渡し前の解除)	38	95 96	4 3	(1)	-	-	-	-	-	「当初借入として発注者が認めるものに付された金利」とは、「割賦金利」のうち「事業者スプレッド」を除く「基準金利」+「銀行スプレッド」のことでしょうか。	当初借入の約定金利が「基準金利」+「銀行スプレッド」と規定されている場合は、お考えのとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
88	事業契約書(案)	新設施設の引渡し後の解除	38	96	1							新設施設引渡し後の解除により事業者にプレイクファンディングコスト等の金融費用が生じたときは、発注者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の資金調達にかかる増加費用は、発注者の帰責事由による場合の損害に含まれるとご理解下さい。
89	事業契約書(案)	新設施設の引渡し後の解除	38	96	3	(1)						事業者の施設整備業務に係る当初借入が事業者の株主による融資のみである場合、当該借入が当初借入と判断されずでしょうか。	質問にある場合においても、施設の完成・引渡時に銀行借入に借り換える提案の場合は、当該銀行借入を当初借入と認める事になります。
90	事業契約書(案)	新設施設の引渡し後の解除	38	96	3	(1)						事業者の施設整備業務に係る当初借入は、金融機関による借入と一部株主からの借入となる可能性があり、株主劣後融資も当初借入とお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
91	事業契約書(案)	新設施設の引渡し後の解除	38	96	4							発注者が履行済みと認める部分とは、どのような判断基準によりますでしょうか。	検査に合格したものが履行済みと認められることとなります。
92	事業契約書(案)	新設施設の引渡し後の解除	38	96	5							当該協力に係る費用は、事業者が負担と御座いますが、事業者の帰責事由による契約解除のみに限定していただけませんか。	原案のとおりとします。
93	事業契約書(案)	損害賠償、違約金等	39	97	1							前文に御座います、その債務とは如何なる債務を指しておりますでしょうか。疑義回避の為、明確化していただけますと幸いです。	「その債務」とは事業契約上の債務を意味します。
94	事業契約書(案)	損害賠償、違約金等	39	97	1	(1)						サービス購入費A-1及びA-2の合計額の10分の1には消費税は含まれますでしょうか。	サービス購入費の金額は消費税を含みます(第2条第18号参照)。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	⑧	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
95	事業契約書(案)	損害賠償、違約金等	39	97	1	(2)							サービス購入費B・C・Dの合計額の10分の1には消費税は含まれますでしょうか。	サービス購入費の金額は消費税を含みます(第2条第18号参照)。
96	事業契約書(案)	(損害賠償、違約金等)	39	97	1	(2)	-	-	-	-	-		「当該解除、履行拒否又は履行不能が生じた事業年度のサービス購入費C及びD(開業準備期間中の解除においてはサービス購入費Bを加算する。)の合計額」とありますが、開業準備期間の属する年度は、サービス購入費C及びDの対象期間外であり、開業準備期間における算出方法をご教示ください。	開業準備期間中の解除の違約金については、サービス購入費C及びDはゼロ円であるため、結果的にサービス購入費Bの10%相当額が違約金の金額となります。
97	事業契約書(案)	損害賠償、違約金等	40	97	8								契約金額の10分の1には消費税は含まれますでしょうか。	契約金額は消費税を含んだ金額となります。事業契約書の冒頭の記載を参照して下さい。
98	事業契約書(案)	(損害賠償、違約金等)	40	97	1	8	-	-	-	-	-		暴対法に違反した場合、第97条第1項及び第8項により、重複して違約金を課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	第8項は契約の解除等を伴わない場合であっても違約金を請求できるものであり、契約の解除を伴った場合に二重に課すものではありません。
99	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	40	99条	1								「第2号及び第1号から第4号に該当しない法令の変更」とあるのは、第2号に該当するもの又は第1号、第3号若しくは第4号に該当しない法令の変更という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
100	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	41	101条	1	(1)							「事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額」とは、引渡しまでの新設施設に生じた不可抗力による増加費用額及び損害額と理解してよろしいでしょうか。既存施設の運営・維持管理が始まっていない段階において、既存施設に生じた損害は「本事業」の対象外と考えるのが妥当と思われますが、念のため確認します。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
101	事業契約書(案)	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	41	101	1	(2)	-	-	-	-	-	「当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス購入費C及びD(不可抗力が開業準備期間中に発生したものであるときはサービス購入費Bを加算する。)の合計」とありますが、開業準備期間の属する年度及び供用開始年度においては、サービス購入費C及びDの前年度分は存在せず、算出方法をご教示ください。	開業準備期間中の不可抗力にかかる事業者の負担部分については、サービス購入費C及びDはゼロ円であるため、結果的にサービス購入費Bの1%相当額が事業者負担の上限金額となります。
102	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	42	101条	1	(2)						不可抗力による損害について保険金が支払われる場合に当該保険金額相当額は増加費用及び損害額から控除するとありますが、事業者の逸失利益や事業者が営業を継続するために要した費用を補償する保険金が支払われた場合には、控除する保険金額に含めないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による増加費用額及び損害額から控除する保険金は、別紙3に記載する全ての保険が対象です。
103	事業契約書(案)	著作権の侵害の防止	42	103	3							但し書きの場合、発注者が損害賠償責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	事業契約書(案)	特許権等の使用	43	104								但し書きの場合、発注者が使用に関する一切の責任を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	事業契約書(案)	構成員等の資格喪失	45	附則1								仮契約締結後においてまで構成員又は協力企業が入札参加資格喪失リスクを負わなければならないのは、事業者側を長期にわたり不安定な状況に置くことであり極めて過酷な措置といえ、また、貴県にとっても本契約不締結リスクを必要以上に高めるという点において実益に乏しいと思われることから本条項の削除をご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
106	事業契約書(案)	サービス購入費の構成	47	1								新水泳場の修繕・更新業務費はサービス購入費の項目のうちどこに含まれるのかご教示ください。	質問回答「業務要求水準書」No.44、No.46及び「様式集」No.25を参照してください。
107	事業契約書(案)	プール公認取得申請業務	47	1								プール公認取得申請業務につきましては、通常、施設竣工時まで公認取得完了し、引渡しすることとなるため、サービス購入費Aに含めていただくことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
108	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払手続き	48	1								「新運動公園内の整備中施設(陸上競技場等)の水光熱費の負担を含む」とありますが、整備中の水光熱費では無く、供用開始後の水光熱費の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	事業契約書(案)	サービス対価C-5	48	1								「サービス対価C-5」の構成される費用の内容について、「既存施設の修繕業務に要する費用」とありますが、「既存施設及び整備中施設(陸上競技場等)の修繕業務費」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
110	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費 の構成と支払手 続き	49	3	(1)	ア							「交付金相当額は交付状況により変更する可能性がある」とありますが、現在事業契約に定義されている交付金相当額より実際の交付金が少なかった場合、事業変更契約及び優先貸付契約変更契約を締結することが必要になることに加え、SPCの借り入れ金額が増え、金融費用が増加しますが、事業者でのコントロールができませんので、金融費用を含め増加費用は貴県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような場合の増加費用の負担は想定しておりませんが、事業の継続が難しいと判断される場合には協議に応じます。
111	事業契約書(案)	サービス購入費 の算出方法	49	別 13	(1)	ア							社会資本整備総合交付金の決定はいつ頃を想定しておりますでしょうか。	事業者の提案(投資計画)を基に交付申請を行い、各年度の前年度3月に決定する予定です。
112	事業契約書(案)	サービス購入費 の算出方法	49	別 13	(1)	ア							社会資本整備総合交付金の変動によって割賦元本が増額となりますと、金融機関との借入の増額にかかる再協議が必要となります。当初見積もることが出来ない再協議に係る費用等も必要となりますことから、交付金の変動については、貴県の責任にてご対応頂きたく存じます。	ご質問のような場合の増加費用の負担は想定しておりませんが、事業の継続が難しいと判断される場合には協議に応じます。
113	事業契約書(案)	サービス購入費 の算出方法	49	別 13	(1)	イ							本施設の引渡し日は「令和5年11月30日」が予定されており、基準金利決定も「本施設の引渡し日の2銀行営業日前」となることから、初回サービス購入費A-2・A-3支払い分には、本施設の引渡し日から令和6年9月末日までの割賦金利を加算することを認めていただけないでしょうか。	必要経費として認められるものについては認めることとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
114	事業契約書(案)	サービス購入費の算出方法	49	別13	(1)	イ							入札時における基準金利の適用日は、既に公表済みの「令和元年5月7日付東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R)6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレート(午前10時)」を使用する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	事業契約書(案)	サービス購入費の算出方法	49	別13	(1)	イ							割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLOBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	基準金利の変更・廃止等については現時点では決定されていないため、変更・廃止等を行うこととなりましたら、県と事業者で協議することとします。
116	事業契約書(案)	サービス購入費の算出方法	49	別13	(1)	イ							2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、設計・建設の対価相当額については、貴県より支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦部分を含めた全額が施設引渡し年度の売上として認識され、SPCには当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。よって、施設整備費相当額に係る消費税相当額については、サービス購入費A-1支払いのタイミングにて一括でお支払いいただけますでしょうか。	設計・建設の対価に関わる消費税相当額については、県から支払う都度に支払う予定です。
117	事業契約書(案)	サービス購入費の算出方法	49	別13	(1)	イ							基準金利がマイナスとなった場合には、ゼロとなる旨の規定を記載頂けないでしょうか。	認めることとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
118	事業契約書(案)	一括払い分 サービス対価A-1	49	3	(1)	ア							「交付金相当額は交付状況により変更する可能性があります」とのことですが、交付金相当額が確定するのは、いつ頃と想定すればよろしいでしょうか。 また、実際の交付金額(交付率)が、提案金額から大きく変動した場合、資金調達金額も大きく変動することになりますが、その場合でも、サービス対価A-2、A-3の金額を増減させることにより対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.110及びNo.111をご確認ください。
119	事業契約書(案)	割賦金利	49	3	(1)	イ							基準金利がマイナスとなった場合の割賦金利の下限は0%(ゼロフロア)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	事業契約書(案)	サービス対価D	51	3	(4)								「令和2年度から令和4年度までの当該費用の実績を基に協議を行い決定する」とのことですが、令和2年度から令和4年度までのサービス対価Dは、光熱水費の実績費用を県が事業者に支払い頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年度から令和5年度までは本事業の運営・維持管理業務の対象外となります。
121	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費A-1(一括払い分)の支払方法	51	4	(1)	ア	-	-	-	-	-		「出来高確認後」とあり、様式3-3-8にも出来高見込欄がありますが、年度毎に出来形検査を実施して当該出来高をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費A-1(一括払い分)の支払方法	51	4	(1)	ア	-	-	-	-	-		出来高による部分払いの際、支払割合の設定はありませんでしょうか。	ご提案に基づいて設定いたします。
123	事業契約書(案)	サービス購入費の支払方法	51	4									新水泳場の修繕・更新業務費の支払方法をご教示ください。	質問回答「業務要求水準書」No.44、No.46及び「様式集」No.25を参照してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
124	事業契約書(案)	サービス購入費A-1 支払方法	51	4	(1)	ア							サービス購入費A-1について、「県による出来高確認後」とありますが、設計・建設期間中の出来高確認は毎年度行い、設計及び建設工事の実際の出来高の割合に応じて毎年度支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	提案に基づく各年度の支払限度額の範囲内であれば、ご理解のとおりです。
125	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払手続き	52	4	(3)	ア							利用料金収入の実績額が提案時より増加した場合のみをサービス購入費C-1の精算対象としていますが、公平性の観点から、同実績額が減少した場合も同様の算定に基づき精算対象としていただけますようお願いできませんでしょうか。	原案のとおりとしますが、p.56のとおり協議に応じます。
126	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費C-1(運營業務費)の精算	52	4	(3)	ア	(ア)	-	-	-	-		「利用料金等収入実績額」が、提案時の事業計画に基づく「利用料金等収入見込額」を超えた場合は、超えた額の30%相当額をサービス購入費C-1から減ずるものとする。」とありますが、利用者数を向上させるモチベーションがあがらないため、超えた額の30%相当額を減ずることはやめていただけないでしょうか。あるいは、実績額が見込額を下回った場合も同様に、下回った額の30%相当額をサービス購入料C-1に加えることとし、増減共に精算いただくようご検討いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとしますが、p.56のとおり協議に応じます。
127	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払い手続	52	4	(3)	ア	(ア)						利用料金等収入実績額とは、同じページの(イ)「利用料金に含まれるものにある収入を指す」という理解で正しいですか。	施設・設備の利用にかかる利用料金収入のみです。事業契約書案(修正案)の別紙1をご確認ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所									質問内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
128	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払い手続	52	4	(3)	ア	(ア)					提案時の事業計画に基づく「利用料金等収入見込み額」を超えた場合の還元精算式が表記されていますが、見込み額に達しなかった場合に、県からのサービス購入費の補填はありますか？	原案のとおりとしますが、p.56のとおり協議に応じます。
129	事業契約書(案)	サービス購入費C-1の精算	52	4	(3)	ア	(ア)					「利用料金等収入実績額」が、提案時の事業計画に基づく「利用料金等収入見込額」に満たない場合の需要変動リスクについては、すべて事業者が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとしますが、p.56のとおり協議に応じます。
130	事業契約書(案)	サービス購入費C-5(既存施設の修繕業務費)	53	4	(3)	オ						「・・・事業年度ごと実費相当額の支払いとするため、1月～3月分の支払いにおいて調整を行う」とありますが、支払い済の4月～12月分の修繕業務費が当該年度の実費相当額を上回る場合は事業者から県に対して返金手続きを行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、過去実績からはご質問のような事態は想定しておりません。
131	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払手続	54	5	(1)	ア	(ウ)					「契約締結日の属する月の指標値」とありますが、入札から事業契約締結までの間の工事費変動の実績がサービス購入費の改定に反映されないため「入札日の属する月の指標値」に変更願えませんでしょうか。原文ですと、同工事費変動リスクを貴県及び事業者の双方が負担することになり双方に弊害を来すものと存じます。	着工前における改定に関しては、事業契約書(案)を修正し、近日中に公表します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答		
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
132	事業契約書(案)	建設期間中における改定方法全体スライド	54	5	(1)	ア	(工)						「…差額のうち変動前サービス対価Aの1.5%を超える額につき、変動前サービス購入費Aの変更を行う」とのことですが、「サービス対価A(A-1、A-2、A-3)」の1.5%は、金額が大きいため、過去の指標の変動率を考慮すると、改定される可能性は極めて低い改定条件になっていると思われます。改定の可能性が見込まれる条件への変更を検討頂けないでしょうか。	県の規定に基づいており、原案のとおりとします。
133	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費の構成と支払手続き	55	5	(1)	イ							金利変動に伴う基準金利の改定方法をご教示願えませんでしょうか。(3(1)イに記載が無いようですので。)	金利変動に伴う基準金利の改定は行いません。事業契約書の別紙を修正し、近日中に公表します。
134	事業契約書(案)	物価変動に伴う改定	55	5	(3)	ア							サービス購入費C-1(運營業務費)の改定の対象となるのは利用料金収入控除前の金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	事業契約書(案)	物価変動に伴う改定	55	5	(3)	ア							新水泳場の修繕・更新業務費は物価変動に伴う改定の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答「業務要求水準書」No.44、No.46及び「様式集」No.25を参照してください。
136	事業契約書(案)	別紙1 需要変動に伴うサービス購入費の改定	56	5	(3)	イ							3事業年度ごとの利用実績に基づきとありますが、協議の対象になるのはどの程度変動した場合であり、また、その場合どの程度の改定が認められますでしょうか。	現時点でお示しすることはできません。実績に応じて県で判断いたします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
137	事業契約書(案)	別紙1 サービス購入費 の減額等	58	7								サービス購入費の減額については、別紙2「モニタリング及び減額措置等」を参照するよう記載がありますが、該当箇所は白紙です。具体的な内容を確認するためには、どこを参照すればよろしいでしょうか。	近日中に修正版として公表します。
138	事業契約書(案)	事業契約書 (案) 別紙2	59	-	-	-	-	-	-	-	-	別紙2が空欄になっており確認が出来ません。書面の開示をお願いします。	No.137を参照してください。
139	事業契約書(案)	別紙2 モニタ リング及びサー ビス購入費の減 額等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	別紙2が空欄になっており確認ができません。書面の開示をお願いします。	No.137を参照してください。
140	事業契約書(案)	別紙2 モニタリング及 びサービス購入 費の減額等	59									モニタリングに関する具体の基準等をご教示願えませんでしょうか。(記載が無いようです。)	No.137を参照してください。
141	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付 保する保険等	60	1	(1)	ア						事業者が保険契約者になってもよろしいでしょうか。	事業者が保険契約者となることも可とします。
142	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付 保する保険等	60	1	(1)	イ						事業者が保険契約者になってもよろしいでしょうか。	事業者が保険契約者となることも可とします。
143	事業契約書(案)	建設工事保険	60	1	(1)							「事業者は建設業務に当たる者をして以下の要件を満たす建設工事保険(第三者賠償責任特約付)への加入を手配しその保険料を負担しなければならない」とありますが、要件を満たしていれば事業者(SPC)が保険契約者として付保することも可能との理解でよろしいでしょうか。	No.141をご確認ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所								質問内容	回答	
			頁	数	(数)	④	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
144	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付保する保険等	60	2								宮田地区及び安田地区の既存施設に貴県が付保している保険又は共済がございましたら、保険(共済)種目、付保金額、特約条件等をご開示ください。	公益財団法人都道府県センターの建物共済に加入しております。 公表可能な範囲で後日公表しますので御確認ください。
145	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付保する保険等	60	2								新水泳場の引渡しを受けたあと、貴県が付保する予定の保険(共済)の保険種目、その他保険条件をご開示ください。	No.144をご確認ください。
146	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付保する保険等	60	2	(1)							「請負業者賠償責任保険」と「施設賠償責任保険」を同一契約で付す形態でもよろしいでしょうか。	「請負業者賠償責任保険」と「施設賠償責任保険」を同一契約で付す形態も可能です。
147	事業契約書(案)	別紙3 事業者等が付保する保険等	61	2	(1)	イ						「以上の他、事業者から管理対象施設の運営・維持管理業務の委託を受けた者」との記載がありますが、ア請負業者賠償責任保険、イ施設賠償責任保険の被保険者欄と記載が同じです。事業者から委託を受けた者とは、どのような者を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	一般的な意味で事業者から業務の委託を受けた者を想定しており、それ以外の特別な想定はありません。
148	事業契約書(案)	別紙3 イ 施設賠償責任保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「その内容について発注者にする。」の「発注者にする」の部分は誤植でしょうか。	「発注者にする」を「発注者に報告する。」に修正します。